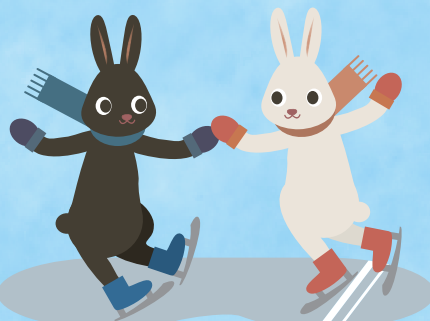


定期預金

しまなみ海道2018(冬)



お取扱期間
2018年
11月1日(木)~
2019年
1月31日(木)

スーパー定期預金 1年

店頭表示金利の

+ 0.1%

募集総額:100億円



※ お取扱期間中であっても、募集総額100億円に達した場合は、お取扱いを終了させていただきます。
※ 利息には20%の税金がかかります。ただし、2013年1月1日~2037年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。

※詳しくは裏面をご覧ください。

定期預金 しまなみ海道2018(冬)

| | |
|----------------------------|--|
| 商 品 名 | しまなみ海道2018(冬) |
| 取 扱 期 間 | 2018年11月1日(木)～2019年1月31日(木) ※お取扱期間中であっても、募集総額100億円に達した場合は、お取扱を終了させていただきます。 |
| 預 入 対 象 者 | 個人のお客さまに限りませす。(個人事業主の方を含みます) |
| 預 金 の 種 類 | スーパー定期預金(※自動継続のみの取扱) |
| 預 入 形 式 | 総合口座、通帳形式、証書形式 ※総合口座へお預け入れの場合、総合口座の担保とすることもできます。 |
| 預 入 期 間 | 1年間(元金または元利金の自動継続) |
| 預 入 金 額 | 1回のお預け入れは10万円以上1000万円未満とします。 |
| 適 用 金 利 | スーパー定期預金(1年)の店頭表示金利 + 0.1% ※しまなみ海道2018(冬)の特別金利は、初回満期日までの適用となります。 ※初回満期日以降は、継続日のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利での自動継続となります。 ※しまなみ海道2018(冬)の利息は、満期日以後に一括してお支払させていただきます。 ※満期日前に解約された場合には、お預け入れ期間に応じた当金庫所定の中途解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により利息を計算させていただきます。 |
| 預 入 条 件 等 | しまなみ海道2018(冬)へお預けいただく際には次の資金に限らせていただきます。 ※新規にお預け入れいただく資金に限ります。 ※当金庫にお預け入れいただいている流動性預金および定期積金からの振替は対象となります。 ※当金庫にお預け入れいただいている定期預金からの振替は対象となりません。 |
| 税 金 | お利息には、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※上記税金には、復興特別所得税を含んでいます。(2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息に復興特別所得税が課税されます。) |
| 苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置 | 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～17時、電話:0120-73-4073(フリーダイヤル))にお申し出ください。 紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 |
| そ の 他 | ※必ず申込者ご本人さまによるお取引をお願いいたします。 ※新規に口座を開設される場合には、ご本人さまを確認できる書類と印鑑をご準備ください。 ※しまなみ海道2018(冬)はATM、インターネットバンキングによるお申込みはできません。 ※この預金は預金保険制度の対象預金です。 ※今後、予告なく取扱いを中止することがありますのであらかじめご了承ください。 |

2018年11月1日現在